

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安堵町長 西本 安博

市町村名 (市町村コード)	安堵町 ( 293458 )
地域名 (地域内農業集落名)	笠目 (笠目)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月20日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。  
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

水稲・野菜・いちじくを基幹作物として農業が盛んな地域であるが、農業者が高齢化しており、担い手が不足している。農業従事者の減少、高齢化等による耕作放棄地の増加が見込まれるため、持続的に農地の利用を図りながら地域の活性化を進めるためには、新規就農者の確保及び育成、地域住民などを交え地域全体で農地を利用していくことが喫緊の課題である。

【地域の基礎的データ】

農業者:85人(うち認定農業者1人)

主な作物:水稲、野菜、いちじく

(2) 地域における農業の将来の在り方

担い手へ農地の集積・集約化を進め、農作業の効率化を図る。また、地域内外から農地を利用するものを担い手として確保することで、持続的に農地を利用し、農地が耕作放棄地化しないように努める。  
また、水稲、いちじくが主要作物であり、地域の特産を目指して取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25.3 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地を区域とする。  
但し、現況が農地であるものの、将来的に農地で無くなる等、非農地になる見込みがある農地が予め分かっている場合で、地域計画の策定にかかる協議の場の話し合いの中で、地域の合意が得られた場合は、農用地等の区域から除くものとする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の維持管理が困難な農地について、農地所有者には、隣接地の耕作者に耕作依頼を紹介し、それが難しくければ、地域の認定農業者への耕作依頼を促す。それでも、難しい場合は、農地中間管理機構の活用を促す。可能な限り、機構の活用を紹介するが、機構に対する地権者や受け手の理解が必要。
(3)基盤整備事業への取組方針
関係機関と連携し、補助金等の活用を検討していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
町やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械のレンタルなどの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
今後、地域の耕作者が病気や怪我等により、耕作を継続することが困難となる場合、除草作業や耕起といった、農地の維持管理に必要な作業が出来る、農協やシルバー人材センター等を紹介し、活用を促す。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

○アライグマ等の有害鳥獣による被害が多いため、捕獲檻の設置・管理を地域で実施し、有害鳥獣による農作物の被害の低減に努める。